

五

方募

イ

ロ

六

イ

発

入札発競争行	価格競額	入札発競争行	価格競額	・別第II非者	債参加者	行及び特	争入札発	非入札発	者入札発	特・別第I加場	国債参市	入札発競争行	価格競額	法入決定の
--------	------	--------	------	---------	------	------	------	------	------	---------	------	--------	------	-------

競争入札発行」という。及び
 競争入札発行の募集
 後に行われる入札であつて、
 務大臣が各限額市場特別
 にごとに発行（以下、
 による発行）以下、
 別加者・第II非
 発行と
 いう。

各申込みの応募額を割り当てる。各
 当てる。各
 各債市場特別参加者との
 各債市場特別参加者との
 各債市場特別参加者との
 各債市場特別参加者との
 各債市場特別参加者との

額面金額で一兆八
 うに基づき、
 定むべき額
 ついては、
 十億七千八百
 十億七千八百
 運営に必要
 たるもの
 法律第二
 項の規定に
 基

下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.2 \times 1}{100 \times 2}$$

十四	第二期以後の利子	毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。
十五	償還期限	平成四十七年三月二十日
十六	償還金額	額面金額百円につき百円
十七	元利支	日本銀行
十八	払入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
十九	払込期日	平成二十七年三月二十日